

一般質問一覧表

田原市議会第3回定例会（第2日・第3日）

令和7年9月2日・3日

個人質問

令和7年9月2日（予定）

1番 公明党田原市議団 辻史子議員

（一問一答方式）

- 災害対策基本法等の改正に伴う市の防災の取組について
 - 1. 防災対策について

2番 自由民主党田原市議団 真野尚功議員

（一問一答方式）

- 伊良湖地域の振興について
 - 1. みなとオアシス伊良湖の展望について
 - 2. 伊良湖港を核とした観光施策の取組について
- 有機農業の推進について
 - 1. 有機農業の推進について

3番 市民クラブ 平松昭徳議員

（一問一答方式）

- 三河田原駅周辺の状況について
 - 1. 田原駅南公共駐車場の管理について
 - 2. 田原駅公共駐輪場の管理について
 - 3. 三河田原駅周辺の道路環境について

4番 自由民主党田原市議団 内藤喜久枝議員

（一問一答方式）

- ひきこもりの支援について
 - 1. 若者のひきこもりに対する支援について

5番 国民民主党田原市議団 中村健太郎議員

（一括質問一括答弁方式）

- 世界に誇れる花のまちプロジェクトについて
 - 1. 世界に誇れる花のまちプロジェクトの取組と効果について

令和7年9月3日（予定）

6番 新政田原自民クラブ 古川美栄議員

（一問一答方式）

- カムチャツカ半島付近で起きた地震による津波警報から見えた防災対策について
 - 1. 避難所の環境について
 - 2. 避難所への備蓄食料の配備について

7番 新政田原自民クラブ 鈴木和基議員

（一問一答方式）

- 持続可能な公園管理の在り方について
 - 1. 持続可能な公園管理の在り方について

8番 自由民主党田原市議団 小川金一議員

（一問一答方式）

- 田原市の地域計画と農業振興について
 - 1. 農業後継者の減少問題について
 - 2. 遊休農地の増加について
 - 3. 地球温暖化に伴う農業技術の推進について
 - 4. 地域計画の今後の推進について

9番 青嵐会 岡本重明議員

（一括質問一括答弁方式）

- わくわくするまちづくりについて
 - 1. 市民の心の充足を高め、居住地として選ばれるまちづくりについて
 - 2. 住んでわくわくする、心の充足に向けた、時代の変化に対応する、新たな地場産業の育成について

令和 7 年 8 月 1 9 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 辻 史子

(会派名：公明党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	災害対策基本法等の改正に伴う市の防災の取組について
質問項目(小項目)	1. 防災対策について
質問要旨:令和 6 年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、令和 7 年 7 月に災害対策基本法をはじめとする関連法規が改正された。主な改正内容として、国による災害対応の強化、被災者支援の充実、インフラ復旧・復興の迅速化が挙げられている。 そこで、この法改正に伴う市の取組の考え方について伺う。	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和7年8月19日(8時30分受付)	受付番号	個-1
------------	--------------------	------	-----

令和 7 年 8 月 1 9 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 真野 尚功
(会派名：自由民主党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	伊良湖地域の振興について
質問項目(小項目)	1. みなとオアシス伊良湖の展望について
質問要旨:伊良湖地域の振興において、みなとオアシスへの登録は、観光拠点としての機能強化や交流人口の増加を踏まえた地域活性化の契機になると考える。 そこで、登録に向けたこれまでの取組と、登録後に期待される効果、今後の方向性について本市の見解を伺う。	
質問項目(小項目)	2. 伊良湖港を核とした観光施策の取組について
質問要旨:伊良湖地域は本市の観光資源の中核であり、自然景観や歴史文化、地域産業を生かした施策が求められている。みなとオアシスへの登録後は、交流拠点となる伊良湖港を中心とした観光施策がさらに重要になると考える。 そこで伊良湖港を核とした観光施策について、これまでの取組と効果について伺う。	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の

／

 枚に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和7年8月19日(8時31分受付)	受付番号	個-2-1
------------	--------------------	------	-------

令和 7 年 8 月 1 9 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 真野 尚功
 (会派名：自由民主党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	有機農業の推進について
質問項目(小項目)	1. 有機農業の推進について
質問要旨:国のみどりの食料システム戦略において、有機農業の推進が掲げられている。今後、遊休農地を増やさず、地域農業の持続性を高めるためには有機農業も重要であると考えます。 そこで、本市における有機農業の現状や、営農上の課題について伺う。	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和7年8月19日(8時31分受付)	受付番号	個-2-2
------------	--------------------	------	-------

令和 7 年 8 月 1 9 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 平松 昭徳
(会派名：市民クラブ)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	三河田原駅周辺の状況について
質問項目(小項目)	1. 田原駅南公共駐車場の管理について
質問要旨:現在、田原駅南公共駐車場において、車両の整備を行ったり、自動車部品を駐車場内に置くなど、本来の駐車場としての使用目的に沿わない状況が見られる。 そこで、田原駅南公共駐車場の管理について現状を伺う。	
質問項目(小項目)	2. 田原駅公共駐輪場の管理について
質問要旨:公共駐輪場は駅周辺に 2 か所あるが、駅北側の公共駐輪場については、自転車があふれている状況が目につき、利用者の利便性や田原市の玄関口と言われる三河田原駅の景観等に影響があると考えます。 そこで、田原駅公共駐輪場の管理について現状を伺う。	
質問項目(小項目)	3. 三河田原駅周辺の道路環境について
質問要旨:三河田原駅は、豊橋市等の市外に仕事や通学のため、大変多くの人達が利用し、時間帯により混雑が見られる。その人達の駅までのアクセスは、車での送迎や自転車、徒歩が主なものである。 そこで、三河田原駅ロータリーを含めた周辺の道路環境について、平成 25 年に新しい駅舎ができてから、安全対策や利便性の向上のための整備、改善をどのように行ってきたか伺う。	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和7年8月19日(13時10分受付)	受付番号	個-3
------------	---------------------	------	-----

令和 7 年 8 月 2 0 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 内藤 喜久枝

(会派名：自由民主党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	ひきこもりの支援について
質問項目(小項目)	1. 若者のひきこもりに対する支援について
質問要旨：子ども・若者総合相談窓口への相談件数は年々増加しており、その相談内容も様々であるが、特にひきこもりの相談件数が増加傾向にあるとの報告がある。 そこで、ひきこもりの若者に対して、本市はどのような支援を行っているのか、現状とその課題について伺う。	
質問項目(小項目)	
質問要旨：	
質問項目(小項目)	
質問要旨：	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和7年8月20日(13時14分受付)	受付番号	個-4
------------	---------------------	------	-----

令和 7 年 8 月 2 0 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 中村 健太郎

(会派名：国民民主党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質 問 者 の 区 分	代表質問 ・ 個人質問
質 問 方 式 の 選 択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	世界に誇れる花のまちプロジェクトについて
質問項目(小項目)	1. 世界に誇れる花のまちプロジェクトの取組と効果について
質問要旨：本市が推進している世界に誇れる花のまちプロジェクトは、市民や生産者にとって誇りを持てる取組であり、市外への発信力をさらに高める意義もあると理解している。しかし、どのような効果やゴールを目指しているのか、見えにくい実態があると考えます。 そこで、地域経済の活性化、市民の意識醸成及び市外への発信力強化について、これまでの取組と効果を伺う。	
質問項目(小項目)	
質問要旨：	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和7年8月20日(13時15分受付)	受付番号	個-5
------------	---------------------	------	-----

令和 7 年 8 月 2 0 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 古川 美栄
 (会派名：新生田原自民クラブ)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	カムチャツカ半島付近で起きた地震による津波警報から見た防災対策について
質問項目(小項目)	1. 避難所の環境について
質問要旨:7月30日に発生したカムチャツカ半島付近で起きた地震によって、津波警報が発表された。私も実際に地区の方々と避難し、自主防災会、市役所職員等と避難所運営に携わる中で、避難所の環境について課題を感じた。 そこで、避難所の環境における課題について、市はどのように捉えているのか伺う。	
質問項目(小項目)	2. 避難所への備蓄食料の配備について
質問要旨:避難所になっている渥美運動公園体育館には、備蓄食料が配備されておらず、渥美地域の拠点である渥美支所からの配送に時間を要した。警報発表とともに、避難する際には、非常用持出袋を持参することが一番であるが、とっさに避難となったときには、持ち出せないことも考えられる。そこで、避難所への備蓄食料の配備をどのように考えているのか伺う。	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和7年8月20日(15時17分受付)	受付番号	個-6
------------	---------------------	------	-----

令和 7 年 8 月 2 1 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 鈴木 和基
 (会派名：新政田原自民クラブ)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	持続可能な公園管理の在り方について
質問項目(小項目)	1. 持続可能な公園管理の在り方について
質問要旨:本市には大小多くの公園があり、市民の憩いの場として利用されている。しかし、その中には古くなった遊具が長期にわたって使用禁止のままとなっていたり、広場には雑草が生い茂っているといった様子も見受けられることから、公園の維持管理の現状と課題について伺う。	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和7年8月21日(9時14分受付)	受付番号	個-7
------------	--------------------	------	-----

令和 7 年 8 月 2 1 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 小川 金一
 (会派名：自由民主党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	田原市の地域計画と農業振興について
質問項目(小項目)	1. 農業後継者の減少問題について
質問要旨:本市は全国有数の農業産出額を誇るが、後継者不足が深刻化している。田原市総合計画やたはら農業プランには「担い手の育成」と記されているが、実際には就農希望者が安定的に確保できていない。 そこで、現状の課題認識とこれまでの取組の効果について伺う。	
質問項目(小項目)	2. 遊休農地の増加について
質問要旨:本市の農地は全国でも恵まれた立地であるが、後継者不足などから遊休農地が増加している。田原市総合計画では「農地の有効利用」を掲げているが、実態としては遊休農地が年々拡大している。 そこで、市として現状をどのように把握しているのか伺う。	
質問項目(小項目)	3. 地球温暖化に伴う農業技術の推進について
質問要旨:地球温暖化により、近年は台風の大型化や高温障害など農業へのリスクが高まっているが、市として気候変動に対応した農業技術をどのように推進していくのか伺う。	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	4. 地域計画の今後の推進について
質問要旨: 田原市総合計画やたはら農業プランでは「農業収入の向上」を掲げているが、実際の農業収入は燃油や肥料、農業資機材価格の高騰などの影響を受けて伸び悩んでいるのではないかと推察する。市が掲げる施策と現実には矛盾が生じていないか疑問が生じる中において、地域計画を今後どのように推進するのか伺う。	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和7年8月21日(12時58分受付)	受付番号	個-8
------------	---------------------	------	-----

令和 7 年 8 月 2 1 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 岡本 重明
(会派名：青嵐会)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	わくわくするまちづくりについて
質問項目(小項目)	1. 市民の心の充足を高め、居住地として選ばれるまちづくりについて
質問要旨：近隣市では高規格道路をはじめとする公共インフラが整いつつあり、市民の価値観が多様化する中で、周辺市町と同じようなまちづくり施策では、本市が居住地として選ばれることは難しいと考える。 そこで、未来を見据え、本市が居住地として選ばれ、住んでよかったと感じてもらうため、子どもや若者、高齢者など、全ての世代にとってわくわくし、心の充足が高まる施策が必要だと考えるが、市の見解を伺う。	
質問項目(小項目)	2. 住んでわくわくする、心の充足に向けた、時代の変化に対応する、新たな地場産業の育成について
質問要旨： 1. 時代の変化に対応する新たな地場産業の育成について伺う。 2. 新たに田原市中小企業振興基本条例を制定したが、期待する成果について伺う。	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の

--

 枚に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和7年8月21日(12時59分受付)	受付番号	個-9
------------	---------------------	------	-----